

第三十三回
參議院大藏委員會會議

昭和三十四年十二月一日(火曜日)午前
十時四十九分開会

日本専売公
社塩脳部長 小林 章君

委員長 加藤正人君
理事

卷四

政府委員	大藏政務次官	前田佳都男君
大藏省主税局長	原 純夫君	
事務局側		
常任委員		
会專門員		
木村常次郎君		
石田 言男君		
日本専売公 社副總裁		
説明員		

○成瀬哲治君 今まで青色に対しで白紙は、個人関係でいうと非常に、何といいますか、帳簿が完備しておらぬ、そういうことがあって、この四月改正をされるときにあと回しになつたといふか、抜いたというか、こういうことがあります、先ほどちょっとプライベートにお話をしたときに、帳簿の整備がなかなか困難じやなかろうかというような理由も、三年、五年にからんであつたわけですが、今後こういうふうになつていけば、あなたの方で帳簿記載の面について行政指導か何かおやりになる考え方があるのでですか。

○政府委員(原純夫君) ただいま損失の繰り越しを認める期間が、個人は三年であり、法人は五年であるということが、両者の記帳の度合いを考えての

もちろん家族給与まで含めましたところを損金に落として、その残りのいわゆる純粋の利潤の部分が所得になるわけでありまして、個人のは、青色でありましても、業主の働きによる所得部分というのは損金になりませんので、それの含まつたものが所得になる。今回お願いいたしております場合の白色――今日は法人でありますか、個人で白色の場合には、家族の給与も控除できません。そういうようなことになつております。そうなりますと、個人のそういう事業の損は、業主を含め、また家族の分を含めた給与を含んでおる所得がどれだけの損を受けるかということです。りますが、法人の場合ほどフラクチャーションが多くないというのが通常でございます。つまり、何と申しますか、そういうコンスタントな給与的なものを払つた残りの、純粋な景況の影

も短くて済むというようなこともある
と考えております。
末段にお尋ねの記帳指導ということ
は、私どもも常々そういうことが大事
であるということを心がけてやってお
る次第でございますが、三年、五年と
いうのは、そういう意味で本法の基本
原則から分けておりますので、もちろん
そこは検討事項の一つではあります
が、そういう基礎からきておるとい
うことを御了承いただきたいと思いま
す。

○成瀬総治君 ことしの四月に、こう
いうたなおりし決算の繰り越しが個人
の場合認められておる。そしてこれ
は、何か、私がちょっとよそで聞いた
わけですが、個人の青色は大体三三%
であるのに対して、白色の方が六七%
というように、法人と比較しますと青
と白が逆になつておつて、結局非常に

て、そういうことが発覚に行なわれておるのか。ただ、税の捕捉に行なわれたときに、どうだこうだと言つて、これじゃいかぬじゃないかというような度合いで終わつておるものか、プログラム的なものを立ててやっておられるか、その辺、御説明願いたい。

○政府委員(原純夫君) 税務行政におきまして非常に大事な点でありますて、私どもとしましては、法人はもちろん、個人でも、なるべく青色が多くなるようにしておられます。たゞいま、法人は七割強が青色になつておりますし、今後もそういうつもりでやつて参りたいと思っております。たゞいま、事業所得者、個人全体では約五割、農業は四%程度になつております。これは、シャウブ勧告で青色申告制度というのができましてから、だんだんふえてきておることは周知の通り

○ 法人税法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○ 租税及び金融等に関する調査の件
(専売事業等に関する件)

○ 委員長(加藤正人君) ただいまから
委員会を開きます。

法人税法の一部を改正する法律案を
議題といたします。

御質疑のある方は、順次、御発言を
願います。

に承りましたか 現行法で青色申告について認めております損失繰り越し控除の期間を、個人は三年、法人は五年というふうにいたしておりますのは、お話を通り、記帳の度合いが一般に法人の方が正確であるということをございます。しかし、半面で繰り越される損失というものが、個人の場合よりも法人の場合の方が、毎年の所得に比べてより大きいということが多いということも考えております。それは、法人の所得は、御案内の通り、事業主はも

クチュエーションの磨合いかねるかに違うというふうに考えられます。まあこの辺が個人と法人との間に三年と五年との区分をつけたゆえんだと考えております。

なお、つけ加えますれば、個人の所得は、事業所得のほかに配当所得、不動産所得、山林所得というようないろいろな所得がございます。繰り越した場合に、それでもつて埋めますプラスの方の所得には、事業所得以外の所得がいろいろある。従つて、埋める期間

経営が合理化されてきたとかそういうようなことで、非常に好ましい姿だと思うのです。ですから、全部という強制的なことはできないと思思いますけれども、ある何年かのうちに、やはり法人と相似形のような姿が好ましいと思うわけです。ですから、それにに対する末端指導というものを、何か、基本方針だととか基本原則だととか何とかいふことではなく、国税庁等を通して行政指導をおやりになつておると思っておるわけですから、実際問題とし

個人の白色が多いわけなんです。ですから、やはり青紙になれるような、記帳が正確になるということは、一つは経営が合理化されてきたとかそういうようなことで、非常に好ましい姿だと思うのです。ですから、全部という強制的なことはできないと思いませんけれども、ある何年かのうちに、やはり法人と相似形のような姿が好ましいと思うわけです。ですから、それに対する末端指導というものを、何か、基本方針だとか基本原則だとか何とかといふことではなく、国税庁等を通して行政指導をおやりになつておると思っておるわけですけれども、実際問題として、そういうことが活発に行なわれておるのか。ただ税の捕捉に行かれたときに、どうだこうだと言つて、これじゃいかぬじゃないかといふような度合いで終わつておるものか、プログラム的なものを立ててやつておられるか、その辺、御説明願いたい。

なつて青色がふえるということでありたいのですが、ますますふやしたい。
ただ、そこで特に申し上げておきたいのは、これはほんとうに記帳がよく
にいろいろ特典があるために、青色の実を備えるよりも、その特典がほしい
というような形で、政治的に広げるとい
う御要求がたくさん山ます。それ
は、私どもはいかがなものかと思って
おります。やはり税が確実に公正に課
税される基礎ができるという意味で、
青色制度の中心になつておりますの記
帳――帳簿の正確さということは、何
としても大事な要件だと思っておりま
すので、近ごろはそういう点にも力
を入れまして、この青色の制度が伸び
るようになつたなべく青色を見て
あります。率直な話が、この制度が
始まりましてから相当の間は、かな
り、今申しましてなるべく青色を見て
くれという形の話が多くて、まあ普及
のためにかなり帳簿の要件あたりも簡
易にすると、いうような努力をしてやつ
ておりますが、決して税負担を軽減
するための制度ではない。やはり税
が、明るいガラス箱の中で、課税標準
というものが世の中に明らかになると
いうことでありますから、課税標準
が適正、公正に申告されるということ
が大事だと、いうことを心がけた制度で
あるということを申し上げたいと存じ
ます。

続くようですから、障害にならぬ程度で関連して、

ただいま、青色申告をだんだんやはりふえるように指導するのだと、こういうお話をしたが、御承知のように、これはいろいろ問題があるわけです。青色申告会というものができまして、今の税が、根本的に全体に税金が高いというところに問題があるのでしようが、その特典をみんななるべく利用して、それで軽減を受けたい。今、主税局長さんは、軽減のためにこういう制度を作ったのじゃない。——それはよくわかるのです、私は。しかし、税金が何といってもまだ、局長さんも御存じのように、高いわけです。それで、全体として生活費に食い込んでおるような実態だと思うのですよ、税金がね。高いから、それをやはり利用してやる。ところが、実際の税務行政を見ますと、いつごろからか知りませんが、なるべく青色を逆に少なくするよう、あまり積極的に青色申告を指導しないように、消極的になつたというのですか、そういうふうに転換したようすに税務行政の面で見えるわけなんですよ。ただいまの局長さんのお話とちょっとと実際の税務行政と違つておるのです、現実においては。それで、全体としてあれでしそう、ことに所得税は戦後ににおいて非常に人数が多くなりましたから、徴税の費用も多くなるまえを持っておるよう見受けられるのですけれども、どうもそういう点から、先ほど主税局長さんがお話しになつたことと実際逆になつておるので

すよ。なるべく青色を指導しないよう
に税務行政の方ではなつておると思う
のですが、その点、ちょっと実際と食
い違つておるよう思いますので、もし
しそういうふうに指導されるならば、
もつと親切に、そういう特典があるな
らば、もつともつと積極的に指導をし
なければならぬと思うのです。今のお
話のように、ほんとうなら、実際なら
一〇〇%に近い程度にまで指導してい
かなければならないわけですから
も、それをやつてはいけないのです。そ
れ、お話を違うのです。実際はその点
はどういうことになつておるのです
か。

は、大いに伸ばしたいけれども、やはり青色の裏態をここで固めながら伸ばさずというためには、相当時間はかかるという含意を持って申し上げたつもりであります。表現が足らなかつたら、大へん失礼であります。そういうことでござりますので、たゞ、現在やつてあることは抑えようとしているということでは決してございませんので、御了承いただきたいと思います。

○本村禎八郎君　まあ成瀬君の御質問がありますから、簡単に申し上げます。が、まだ、この税務行政の面におきまして、実際納税者がいろいろ特典があるのに知らないでいるという人が少いぶんあるのですよ。それで、ですかね、この青色申告をすれば、そういう特典があるということを、もっと積極的に一般の人々に知らしめる努力をする必要があると思うのです。それで、税金が高いといいますけれども、税法を変えなければ税金が安くならないと考えている人もありますけれども、そうではなく、今の税務行政の面でも、ずいぶん、いろいろこまかく検討すれば、軽減される余地があるのですけれども、そういうことについて知らない人も多いぶんあるのです。ですから、もつと親切にこれは指導する必要があると思うのです、そういう点はね。

ところが、実際問題として、たとえば減税をする、そうすると税収が減りますから、どうしても徴税の面でつきくなる傾向があると思うのです。それで、たとえばこの捕捉率をきつくするとか、そういう点、まあこれはまたほかの機会に御質問したいと思うのですが、そういう点は十分やはり留意されたいと思うのです。現実の問題として

て、実際は先ほどお話しになつたことと逆になつておりますから、実際の税務行政の面をもつと少し検討してみていただきたいと思うのです。局長さんは、青色申告を排除する方向に行つておられることは、これはもうだれたつて知つてゐるのですよ。青色申告会とか、そういうものがございまして、そういうところと税務署と折衝する過程でも、はつきりわかつてゐるのですが、やはり、実際は主税局長さんの言われたことと逆なんありますから、また御調査されまして御答弁されてけつこうなことですがね。

の手立てであるというふうに考えておられます。おっしゃる通り、減税の場合に、減税したからよけい取るという気持ではないのでありますけれども、税負担が合理的になれば、今まで十分正確に出せなかつた納税者も出していただきれるだらうという気持は、私ども強く持ち、それを大きな、そういう不十分な、従つてバランスのとれない申告の出るような事態を直したいという気持で、税制改正の際にそういう気持を相当大きな柱としておりますということとも、一言申し上げておきたいと思います。御注意の段は重々気をつけます。今後改善をはかつて参りたいと思ひます。

○成瀬幡治君 所得税の関係で、災害減免のことについて、ちょっとお尋ねしたいわけですけれども、今度の災害の際に、今まで現行法があるじゃないか、だから特に立法する必要はない、しかし、まあこれを十分活用するよう

にというような通達ですか、あるいは、活用をせよというような通達が出されてしまうやに承つておりますが、実際はどういうような指導をされたものか。

○政府委員(原純夫君) 災害がありました場合に、それによって損を受けたという個人の所得税の納稅義務について配慮いたしましたのは、所得税法で難損控除という制度がありまして、たなおろし資産以外の資産について受けた損を所得から控除する。控除し切れなければ、三年間繰り越せるということになりました。この春、今年から制度がございます。このほか災害減免法といふことは略称ですが、そういうも

う大きくなないことは、雜損控除額を判定して大体のところは、所得の階級以上に損害額は、所持期限の延長によって半減し、免し、半減します。なお、この申告期限の延長によるようになりますが、今回の台風でありますと、関係から、これら分役所側として、それをかり、ます、そういうふうに免あるいは半ります場合に要してやらなければなりませんが、それらのわけでありまして、それらのうようなことを、注意しておきたいという意味であります。

て、それでは、
クラスの方々に
やるというのでの
で、住宅または
が、あつたとい
層に応じて納稅
、あるいは四分
の法律は、その
な制度を設け
長、また徵收の
害後の当面の対
ております。併
風、またそれを
が、そういうこ
のあるところに
て、相当税務署
は、相手が税務
減というようない
て備えをして、
た災害減免法に
一括して費日の
の法律の適用に
て備えをして、
す。個々の場
す。個々の場
法律を、何と
、十分活用する
通達が出ておる
ことはやめたとい
とも考えますか
ことはやめたとい
ことはやめたとい
損害の住宅とか
にして、半額免
免の措置がどれ
のは時価だと想
うのですから、

直してみれば、個人は四分の一といううちはわざかなお金に一万円から八十万円の半分。八十万円は四分の一といふわけではないか。ところが、その年限り。
なくして、難損除災費等があつて、税額は困るという考え方によります。あなたの方によせんけれども、それでも、損害額の合計の二分の一じゃないか。まあわざかなことではありません。受けた側に立てばそれがいいことか悪いことになると、これをわかるかもしません。かかるべきじやないことを契機として、どのくらいになるか、相当の額にわたって、相手の税では見えていきません。もう一度これを見て、その結論を二つ出して、そして検討をして、平均すれば、それが実は税では見ていくことになると思います。

への場合で、いかなるもので、なかなかないし、までは五〇%、から百二十万円、かと思います。」
あるいは、そろそろの御の方でやれば、もうなもので、非
言われるかもしかねません。それにいたしまして、一割をえたま
うにしわ寄せされると、どうですか? いうのは、超
としては、そうして、そのかわり、他
のじやないか? と云ふのが、やはり税とし
んけれども、彼の、なぜか払ふるが、第一考慮が払ふるが、
ないか? という気持
心います。
忘のことかといふ
修正せいといふ
うが、一つこの御
くらい一体適用
はなると思ひます
たと思います。
常にわずかの烟
なかつたと
ながります。
かと思ひます。
つ御調査を願い
をあなたの方かと
るべきじやない
いるわけです。

そういうことにならぬことをめざして、私の質問をめります。

で、若干のでこぼこのあることはお話を通りでございますが、そういう趣旨でてきており、なお検討は続けたいと
いうことを申し上げたいと思います。
○野溝謙君　直接この法案には関係あ
りませんが、この際、一つ関連してお
伺いをしておきたいと思います。

自下、問題になつておられます農業法
人に関するでござりますが、特に災害
などの問題に際会した農民は、一そうち
この農業法人の制度確立の意見が強く
出ておるわけです。先般、愛知、三
重、岐阜三県の日本農民組合の農民モセ

○政府委員(原純夫君) 農業法人の問題につきましては、非常に大きな問題として、国会におきましてもたびたび御審議がございました。政府部内におきましても、いろいろ国会その他各方面の意見も伺い、いろいろ検討いたしました結果、この春の通常国会の会期中でございましたが、政府部内関係部局と相談いたしまして、農業法人に対する課税上の取り扱いをどうするかということを決定いたしております。その趣旨は、この農業におきましても法人の設立などは当然あり得ることであり、法人ができる。この法人が正當にできた以上は、法人税を課するというのが建前である。しかしながら

ら、農業法人というもののの中にも、さわめて個人的な農業法人がある。一法人といふものでござります。そもして、その場合には、と申しますか、農地の所有権ないし使用権というよりは、なものにつきまして、農地法上の制限もつけておるというようなことで、かにもこれは実質は個人ではないかと、いうようにも見られる場合が相當ございます。そういうような場合には、正に得税法の規定に従つて、個人である者質所得者に課税をするということになります。ざるを得ないだらうと、いうようなりで、政府部内の見解を統一して、たゞいま第一線の事務を整えておる状況でござります。

つお聞きしたいと思うのです。ただ問題になつておるというだけではなくて、
○政府委員(原純夫君) 今回お願ひいたい
たしておりますこの法律案は、白色の
法人でも災害による損を繰り越しき
るよういたしたいというのであります
が、災害によるたなおろし損の繰り
越しにつきましては、実は農民が一番
先に利益を受ける形をとつたんです。
というのは、前回の通常国会で、所得
税の上で白色申告者は損が出ても繰り
越しはできないということになつてお
るのを、主として農民の災害被害とい
うような場合には、農民は青色申告が
少ないし、災害によつて作物がやられ
てしまつた、そうして赤が出たとい
く各方面でございましたので、その声
に従いまして、先般の通常国会で白色
でも繰り越せるという制度を置いたの
です。ですから、農民が一番先にその
利益を受けたのです。

なお、農業法人に関連しておっしゃつておるのであるとすれば、お話を趣旨は、商工業、中小企業においては法人になるというのが非常に多くて、まあこれがほとんどもう是認されているじゃないか、農業についてだけどうかという御疑問があると思います。これは私はごもとも御疑問だと思います。税法的には、中小企業でも実質課税の原則というものは働き得る建前になつておりますが、ただいまの税法では、先ほど申し上げましたようなことですかしいというようなことがあって、その辺は確かに問題点だと私どもは考えておりますが、ただいまの税法でないく以外に道はないのではないか。しかし、問題はあるということで、なお部内でこれは十分検討いたして参りたいというふうに考えております。

は法人格を認め、百姓に対しても法人格を認めることができない。——おかしいじゃないですか。私は、そういうところに人民の怒りと理解に苦しむところがあるのじやないかと思う。賢明な原局長の所見があいまいでわからぬのですが、現在そういう氣持にこたえてやろうとするのか。ただ研究しておるというだけじゃなくて、通常国会には一つ提案しようという意思を持つておるかどうか、その点、はっきりお伺いしておきます。

して、また、現地としても十分措置をするようにということで、帰つて参りました。

ところが、先般帰つて参りましたが、ただいま野溝先生がおつしやつたように、先生からお電話がありました。同時にまた、高松地方局からもお電話があつたのであります。ただし坂出の大屋富と申しますか、大屋富地区でそういう問題が突如として起つてきましたというお話をございました。それで、至急問題をお互いにく話し合つて解決するよう申し出てやりました。

○野溝勝君 いつです、その南原専務は先般、中に立つ人があつて、解決いたしました。同時に高松地方局からも電話がありまして、生島地区は解決しておりますといふ……。

○野溝勝君 けさほど、私が出てくるときに、生島の南原専務が見えまして、生島地区は先般、中に立つ人があつて、解決いたしました。同時に高松地方局からも電話がありまして、生島地区は解決しておりますといふ……。

○説明員(小林章君) けさほど、私が出てくるときに、生島の南原専務が見えまして、解消しましたから御安心下さい。同時に、高松地方局に連絡いたしましたが、同じように、解決したといふことで、一方、ただいまお話をありました大屋富の方は、現在地元の、名前を聞くのを忘れましたが、二名の方が中に入つて仲介の労をとつていただいておる、こういう状態でございます。

○野溝勝君 それはまことにけつこうなニュースでございますが、その生島地区並びに大屋富地区の解決の内容も、それじや耳に入つたことだと思ひます、この際一つ御発表願います。

○説明員(小林章君) ただ聞いてきた

だけですが、生島地区は、南原専務の話では、十万円出すことによつて一応解決いたしました。大屋富地区の方は、ただいま申し上げましたように、現地仲介の労を仲介者にとつてもらつておる段階で、まだ決しておりません。

○野溝勝君 それは私としては了承に苦しむんでして、大屋富地区の方では五百五十万円を補償料として要求しておるし、すでにこの生島地区の方でも、それに近いだけのものを要求しておるわけなんです。それと、あとは完全施設、さもなければ撤去を要求しておるわけなんですね。ですから、そのことに対する対しましては、私はまだ今あなたの言われたことに合点ないし納得はできませんでした。さらに、被害者側からの要求ません。さらには、被害者側からお問い合わせをされないようにすれば、それだけ申したように、災害補償として、被害者としては幾ら、その他の設備としては、むしろこの際やめてもらいたい

ことを聞いて参りましたので、おそらく片がついたんではなかろうか、かよ

うに考へておるわけであります。私は、また後日に私はあれするとして、とにかく、小林塙脳部長、これは静かにあなたに考えて、一つその処理を譲らぬようにして下さい。

○野溝勝君 それは私としては了承に

私は、これを副総裁にまた一つお伺いしようと思う。というのは、今私が申したように、災害補償として、被害者も落ちるというような点を、そのうちにかく、小林塙脳部長、これは静かにあなたに考えて、一つその処理を譲らぬようにして下さい。

○野溝勝君 それは私としては了承に私は、これを副総裁にまた一つお伺いしようと思う。というのは、今私が申したように、災害補償として、被害者も落ちるというような点を、そのうちにかく、小林塙脳部長、これは静かにあなたに考えて、一つその処理を譲らぬようにして下さい。

○野溝勝君 それは私としては了承に私は、これを副総裁にまた一つお伺いしようと思う。というのは、今私が申したように、災害補償として、被害者も落ちるというような点を、そのうちにかく、小林塙脳部長、これは静かにあなたに考えて、一つその処理を譲らぬようにして下さい。

○説明員(小林章君) けさです。けさほど、私が出てくる直前に、南原専務が見えまして、解消しましたから御安心下さい。同時に、高松地方局に連絡いたしましたが、同じように、解決したといふことで、一方、ただいまお話をありました大屋富の方は、現在地元の、名前を聞くのを忘れましたが、二名の方が中に入つて仲介の労をとつていただいておる、こういう状態でございます。

○説明員(小林章君) この問題は非常に前々から議論されておりますが、複雑な問題でありまして、一体どれだけの塙のあぶくが、飛んだのか、それがどういうように引っかかるか、それによってどういう被害があつたか、その点は非常に判定がむずかしいといふことで、常に話し合いで解決されてきましたが、この際一つ御発表願います。そのことを話しておる、このまま企業につきましては、合理化計画書と

企業の塙整備は、結局、生産コストの高いところから塙田をやめてもらいたい農民から非常な不満を買い、非難を受けておるような塙田に対して、設備をしろと言つても、設備をしない。そうして依然として対立の状態にあるといふような場所は、これは優良塙田でござりますか。

○説明員(小林章君) 現在進行中の塙業整備であります。非能率塙田、非能率なものがやめていく、能率がいいものが残るということになつておりますが、その非能率が非能率でないか

ます。それはやめていくという方々につきましては、これはもう大体そのまま

きましては、これはもう大体そのまま

きましては、これはもう大体そのまま</p

る標準に従うように指示することがで
きる。」ということになつております。
さらに、この項によれば、流下式鉄条
架式製塩に對して、塩害の起こらない
よういろいろと公社が指示をしてお
ります。それで、も今日行
なわれておらぬわけであります。さら
に、十八条におきましては、「公社は、
製造者が左の各号の一に該当するとき
は、製造の許可を取り消すことができる
。」とあって、こんなものを審議会な
どに意見を聞かなくとも、当然法文に
ちゃんとあるじゃないですか。これは
専売法という法律です。れっきとした
て、こうあるんです。こういう法律に
基づいて公社が指示した事項に従わな
い。それで今日二年間もずらしてお
る。

法律にあれば、今度の合理化の方針にもちゃんとあるというのでござりますから、かようなものが解決しない場合においては、もう最後のき手を一つこの際に立法府のわれわれもはつきりしていただかぬというと、われわれ政治家としてまことに困るのをございます。右の点についてはつきりした御意見を伺うまでは、ちょいと質問をやめるわけにはいきませんから、お答え願います。

でありますて、人さまに迷惑かけるな
よ、そういうことをすると、一方自分
も損するのだからと、事実上の指
導といいますか、勧奨といいますか、
そういうことをいたしております。
○平林剛君 ちょっと関連してお尋ね
しますが、生島塩田に対する解決につ
いて、私もこれは大へん关心を持って
おります。昨年来から、この問題につ
いて、専売公社として法律改
正の検討や根本的解決を要望して参り
ましただけに、お話をのように、十円
の補償金を出すということで解決した
というのは、これはもうほんとうに常
識で信ぜられないのです。そこで、今小林塩脳部長のお話は、単に南
原専務の話をわれわれに紹介なさった
のか、けさ出掛けにこういう話が南原
専務の方からありましたという紹介を
なさったのか、それとも、あなたはや
はりこの問題について直接参与せら
れ、いろいろ事情をおわかりのことと
ありますから、専売公社の塩脳部長と
しても総合的に判断をして、これで解
決したものであると国会に対して御報
告になつた言葉なのか、私はそれを
はつきりさしておいていただきたいの
です。後日現地から話があつて、いや
それは違うのだというようなことが
あつたり、これは一時的な問題で、本
質的なことはなお話を続けているとい
うことなどがあれば、あなたの答い
た御答弁の真意がどこにあるか理解
かんによつては国会に早また報告を

と、今平林委員の助け舟みたいな質問で、よほどあなたは助かたが、私も別にこれ以上追及はいたしませんが、一つこの問題については、十万円を一時金のあれとして、補償金の一部として納めたのか、今後今までの被害に対する防衛処置をどういうように講ずるのか、どういうふうな話し合いをしたかというようなことに対し、一つはつきりお答えを、この次の委員会にまたお願いしたいと思います。

なお、副総裁からはお答えがないのでござりますが、私の先ほどの質問に対して、はつきりしたお答えを願いたいと思うのです。

それから、いま一つ申し上げておきますが、小林塩脳部長、あまりこだわつちゃいかぬと思うのです。やはり専売行政といえど、専売をする上における能率あるいは技術、そういうようなもののみが私は専売行政じゃないと思ふのですね。やはり行政というものは、消極的ばかりに解釈せずに、積極的にもまた解釈しなければならぬ。専売行政官としては、そういう点を考えて、あまりに固定した面のみなんといふものは専売技術法でよろしいと思う。だから、そういう点で、専売行政というものをほかの関係者は無視してかかるという考え方で固定するということは、これは全文から見てごらんなさい、専売法の全文からそんなものじゃないのですよ。第十条に、そもそも第十八条にちゃんととはっきり規定しているじゃないですか。ですから、部分をまずあれる前に、全体の上からやはり見解を述べて、さらに部分に対する関連においてはこれこ

れだという説明の仕方なら、わからぬ
わけでもない。私の質問の意図と少し
く食い違つておるようですから、この
点一つ、副総裁からお答えを願いた
い。

皆さんの方では、誠意を認めて努力する。——ただ努力するといったつて、二年も引きずってきちゃかなわぬから、もうそろそろこちらで委員会で、おざなりの答弁でも許されねから、ここで一つ腹をきめようという気持ちの意思表示をしていただく、こういう点で私は質問しているのです。

(第1条の問題はおきましては、これはすつと前回会でもいろいろそういう御意見がございまして、私の方でもうこの法理について十分検討したのであります。が、ただいま塩脳部長から申しましたように、これはただいまお話しのような塩害問題を扱うとか、そういう規定ではございませんので、やはり法意といたしましては、塩の品質とか、あるいは製造の仕方、専売取り締まりの見地というふうなものに関連して、こういう規定があるのでございまして、それを非常に拡張して、とにかく文章でそう読めるからそういうふうに使つたらどうかというふうな御意見にうかがわれますけれども、そういうことはやはり行き過ぎであるということでお、すいぶん検討もいたしましたが、それは無理であるということになりますが、お話をのようには参らないと考えております。

と、人的な関係で、感情的な問題もはさまっておるというふうな問題もありますので、さっきの生島地区の問題につきましても、高松の局が中に入つて、場合によりますと公社が中に入つておることもございますし、円満に片づいておるところがほとんど大部部分で、むしろ現地のいろいろな感情問題がこじれてそういう問題に発展しておるところが、なかなか片づきにくいのでありますて、そういう問題につきましては、もちろん公社といたしましておれだけ誠意を尽して努力いたしましたて、決してここで一時のがれの答弁だけ申し上げているわけではありません。やはり利害関係がいろいろ複雑になつておりますので、こちらの方で誠意をもつてやつても、お互い同士が納得できなければ、なかなか片づかないというふうに問題がこじれて参ります。そういう問題につきましては、できるだけ私ども誠意を尽くしてあつせんの労をとりながら、片づけるよう努力して参りたいと思います。

法には塩害ということを想定して立法されたのではない、従つて、これについての適用というものが困難であるとするならば、やはり塩害という嚴然たる事実がある以上、それを頭に入れて、それに対する法的措置を講ずるというのが、今日専売公社の積極的な解決策、また積極的な態度である、こう思うのであります。それをしなければ、やはりいつまでもこの問題は解決できないといふうに理解して、かねがねこの点を強く要望しておつたのであります。

そこで、私聞きますけれども、それならば、今野溝委員が指摘されました各号の一に該当するときは、製造の許可を取り消すことができる」という法律は、現在までどういうときに発動なさったのか、効力を生じてどういう行政措置をおとりになったのか。私はその具体的な例を開きたいのです。もしかりに、この問題について現在まで該当する事項がないとすれば、もしろ塩害の問題について、公社は積極的にこういうことを考えるべきであつて、われわれは、未然に紛争がないためいろいろな措置を考えて法律化しているのでありますから、そういう意味では、塩害に対する対策を急速に急ぐ必要があるという逆論にもなつてゐるわけです。私は、この意味で現在まで製造の許可を取り消したような行政的な例があればお示しを願いたい、それを一つお尋ねをいたします。

○野瀬勝君 そこで、この問題はいろいろ、なかなか当局の答弁が実にあいまいで、はつきりした答弁がないのですが、今もお話をあつたように、十八条にはそういうことになつておつて、すでに問題が出ておつて、その問題についても公社も指示をしてあるわけですか。注意の指示をしてあるわけです。これに対して副総裁はどう考えておりますか。

○説明員(石田吉男君) 先ほど来申し上げておりますように、そういうむずかしい問題の場合には、公社もできるだけ誠実に解決するよう努力をするという意味で、指示がしてあるわけでござります。別に十八条に基づいた法律上の指示ということではございませんので、できるだけそういう指示をして、営業者に話をして、その指示を守らせるよう努力をするということことは、これは当然のことだと思います。

○野瀬勝君 私は、きょうは質問はこれまで留保する。とにかく承知ならぬよ。そういう意味で指示したのじゃないことは、何のことです。一体、委員会を侮辱するもはなはだしいじやありますせんか。十条ではない。十八条にもちゃんとあるじゃないですか。だから、指示をした。指示をしたけれどもなかなか業者の諸君の間にいろいろ意見があつてまだ解決点に至らぬといふら、わかるのでございますが、指示はこれに基づいた指示ではない。ほかに何の指示をするのですか。根拠

のない指示を行政官がするということはできますか。ある程度法規のよりどころによって指示をするのが理論であり筋じゃないですか。ただむちゅくちゃに、指示や通達はないよ。そんな子供だましのことと言つたのでは、承知不能ならぬ。総裁を呼んできたまえ。まさにこっちはやっているのですから、はじめにあなたの方も答えてもらいたい。指示はそういうわけでした、あなたの方の要請もあつたからやつたと。やつたけれども、なかなかそれは思うように徹底しないで、さらにあらためて努力するというなら、わかるのですがございますけれども、指示は根拠がなくて、それらの条文に関係がなくしてやつたというのは、何のことですか。

○説明員（小林章君） ちょっと恐縮ですが、それとも、私から補足的に申し上げさせていただきます。専売行政をいたします上につきまして、これはそういうお考えもあるかもしませんが、法律に基づかないで、事實上機械一つ作るのにもこの方がいいじゃないかとか、あの方がいいじゃないかとか、（そんなことは注意事項だ」と呼ぶるありますと、法律十條に基づく指示は、そういうことをいたしておりまして、先生のおっしゃる十八条に基づく云々になりますと、法律十條に基づく指示ということになるわけですが、これはそういう場合には発動いたさないといふ解釈になつておりますので、従つて、この法律十條に基づく指示はいたしていない。いろいろ注意と申しますか、干渉と申しますか、言葉にいろいろありますけれども、そういうことはいろいろいたしておりますので、その一つとして、そういう注意と申

私は思うのです。今のおっしゃつて
いる答弁、あるいは野溝委員、あるいは
は平林委員に対する答弁を聞いてい
て、何か業者が金もうけならどんな被
害を起こしてもいい、それを制限する
ことは金もうけをやめることになる、
被害よりもそちらの方が大切だという
ような受け取り方になるのですよ。少
なくとも公共の福祉を守っていく立場
といふものの制限というものは、おの
ずからあると思う。従つて、これ以上
ここでどうこうするのは、これは野溝
さん、だめですよ。それで、次の委員
会で私は一つ總裁をお呼び願うこと
と、通産大臣、あるいは岸總理を一つ
呼んでいただいて、ああいうものの考
え方でやつていいものかどうか、これ
は私は光明せざるを得ない。これは委
員長に一つお願ひしておきます。

きやならぬと思う。だから、その塩害に対する措置が欠けているとすれば、それをやるべきです。それを、この間の生島や今度の地域に対する指示といふものはこの第十条によらない指示だ、こう言われましたけれども、この十条によらない指示というものは現在の法律の中にはないのですよ。それは専売公社の拡大解釈です。

この間も、委員長初め各委員も御承知のように、酒團法に関する問題を議論をしまして、酒の値くすれなどあつたときには強制的な措置を行なうという法律が当初の政府案であった。ところが、いや、それより前に大蔵大臣の勧告というものを認めてやろうではないかという修正案がございまして、これまた法律の権限に基づく勧告というものが生まれて、そうしてみんなが納得をして成立をした経緯もあるのです。だから、専売公社としても第十条によらない指示ということはあり得ないので、十条によるか、ノータッチかというしかないのです。今日まで塩害問題が解決しないというのは、専売公社の指示が法律によらないものだから、利害関係もあって、そんなことは聞けないというところにあるわけですね。幾ら専売公社が権限のないことを言ったところで、自分の利益にならないことをおいそれと聞くかないというところになるわけです。だから、いつまでもたつても解決できないのだから、問題によらない指示ということではなくて、塩害についての指示はこれだけといふことをはっきりさせるか、あるいは法的な裏づけ——公社の言い分は相当権威のあるものにさせなければ問題の解

決にはならないのです。そういう点を、機会にはそのことを、当事者としてこ
ういうふうにすると、ということを相談をしてまとめてきてもらいたい、自分で
解決をしてもらいたい、ということを要望いたします。

きょうはこれにて終わります。

○委員長(加藤正人君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(加藤正人君) 速記をつけて下さい。

それでは、本日はこれをもって散会いたします。

午後零時三十七分散会

十一月二十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、法人税法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は十一月十四日)

十一月二十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第五四五五号)(第五五六八号)(第五六九号)(第五七〇号)(第五七一号)(第五八五号)(第五九一号)(第五九二号)(第五九三号)(第六〇一号)(第六〇二号)(第六〇三号)(第六一四号)(第六一五号)(第六一八号)(第六三二号)(第六三七号)(第六三八号)(第六三九号)(第六四〇号)(第六四八号)(第六五八号)(第六五九号)(第六六〇号)(第六六一号)(第六六三号)(第六六四号)(第六六五号)(第六八五号)(第六八五号)(第六九八号)(第六九九号)(第七〇〇号)(第七一二号)(第七二三号)(第七二四号)(第七二五号)(第七二六号)(第七三一号)(第七三二号)(第七三三号)(第七三九号)

一、農業課税の適正化に関する請願

(第六〇八号)
一、九州地方開発公庫法制定等に関する請願(第七〇三号)
一、九州地方開発公庫設置に関する請願
(第七一四号)
一、積雪寒冷地帶の寒冷による諸経費を所得控除とするの請願(第七一五号)

第五四五号 昭和三十四年十一月十三日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 京都府舞鶴市宇北田辺
舞鶴たばこ商業協同組
合理事長 福井孝吉外
五名

紹介議員 大野木秀次郎君
たばこ販売業者の受ける販売手数料は、現在定価の八分であるが、これを戦前のとおり一割に引き上げられた。過去においても一割に引上げの請願については、すでに參議両院で採択されており、また国会たばこの会で同様決議されているが、本年度は報償金として総額二億円を小売業者に交付(一人当たり均等に一千三百二十円)されただけであった。専売公社は、從来しばしば、たばこの売れゆきが順調になつたら、販売手数料の引上げを考慮するとの含みのある話であつたが、昭和十三年度は売りあげ予定額二千五百四十億円に対し、実績は實に百十億円の超過となつたのである。いかなる観点からしても販売手数料の一割は妥当なものであり、全国たばこ販売業者十六万の人々の宿望であるから、これが実現について特段の配慮をせられたいと

第六三八号 昭和三十四年十一月十日
七日受理

請願者 長崎県南松浦郡有川町
原新田五三一大山たばこ販売協同組合理事長
牧野浩外九名

請願者 愛知県小牧市大字小牧
原新田五三一大山たばこ販売協同組合理事長
牧野浩外九名

紹介議員 青柳 秀夫君

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第六三九号 昭和三十四年十一月十日
七日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

(二通)

請願者 徳島県美馬郡脇町脇町
たばこ販売協同組合理事長

事長國見政春外百九十一
一名

紹介議員 三木與吉郎君

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第六四〇号 昭和三十四年十一月十日
七日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

(四通)

請願者 長野県諫訪市上諫訪
たばこ販売手数料引上げに関する請願

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第六六〇号 昭和三十四年十一月
十七日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

(二通)

請願者 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第六四八号 昭和三十四年十一月十日
七日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

である。

第六五八号 昭和三十四年十一月十日
七日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

である。

第六六二号 昭和三十四年十一月
十七日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

である。

第六六五号 昭和三十四年十一月
十七日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

である。

第六六六号 昭和三十四年十一月
十七日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

である。

第六六三号 昭和三十四年十一月
十七日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

(二通)

請願者 神奈川県秦野市曾屋
二、九三九秦野たばこ商業協同組合理事長
橋本今吉外十九名

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第六九九号 昭和三十四年十一月十日
八日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

である。

第六八六号 昭和三十四年十一月
八日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

である。

(三通)

請願者 長崎県南松浦郡有川町
有川たばこ販売協同組合理事長
四十八名

紹介議員 藤野 繁雄君

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第六六一號 昭和三十四年十一月
十七日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

(二通)

請願者 青森県大湊田名部市大
字田名部字柳町一八田
名部たばこ販売協同組合
合理事長 村井利助外五十六名

紹介議員 佐藤 尚武君

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第六五六号 昭和三十四年十一月十日
七日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

(二通)

請願者 青森市大字安方町一七
三青森たばこ販売協同組合理事長 西谷初五郎外三十三名

紹介議員 泉山 三六君

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第六六七号 昭和三十四年十一月
十八日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

(三通)

請願者 臣夫外三十五名
紹介議員 柴田 栄君

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第六六八号 昭和三十四年十一月
十八日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

(三通)

請願者 一、四七一指宿たばこ
販売協同組合理事長 田村元助外三十八名

紹介議員 追水 久常君

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第六六九号 昭和三十四年十一月
十八日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

(三通)

請願者 鹿児島県指宿市十二町
一、四七一指宿たばこ販売協同組合理事長 渡辺儀名

紹介議員 松野 孝一君

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第六七〇号 昭和三十四年十一月
十八日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

(五通)

請願者 秋田県能代市富町能代
事長 島兵治外二十六名

紹介議員 石原幹子郎君

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第六七一号 昭和三十四年十一月
十八日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

(五通)

請願者 福島県田村郡小野町大
字小野新町字仲町四五
小野新町たばこ販売協同組合理事長 渡辺儀名

紹介議員 松野 孝一君

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第六七二号 昭和三十四年十一月
十八日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

(二通)

請願者 小沢久太郎君

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第六七三号 昭和三十四年十一月
十八日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

(二通)

請願者 佐賀県唐津市千代田町
二、五六四唐津たばこ販売協同組合理事長 永吉進

紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第六七四号 昭和三十四年十一月
十八日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

(二通)

請願者 熊本 治外二十八名

紹介議員 藤野 繁雄君

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第六七五号 昭和三十四年十一月
八日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

(二通)

請願者 能本 犀深市牛深町
二、二八六牛深たばこ販売協同組合理事長

紹介議員 川上 炳治君

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第六六四号 昭和三十四年十一月
十七日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

(二通)

請願者 静岡県磐田郡佐久間町
原徳太郎外八名

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第六六五号 昭和三十四年十一月
十七日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

(二通)

請願者 愛知県岡崎市康生通西
一ノ九岡崎たばこ販売協同組合理事長 飯見

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第六六六号 昭和三十四年十一月
十七日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

(二通)

請願者 愛知県岡崎市康生通西
一ノ九岡崎たばこ販売協同組合理事長 飯見

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第六六七号 昭和三十四年十一月
十八日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

(三通)

請願者 鹿児島県指宿市十二町
一、四七一指宿たばこ販売協同組合理事長 渡辺儀名

紹介議員 田村元助外三十八名

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第六六八号 昭和三十四年十一月
十八日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

(三通)

請願者 一、四七一指宿たばこ販売協同組合理事長 渡辺儀名

紹介議員 田村元助外三十八名

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第六六九号 昭和三十四年十一月
十八日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

(三通)

請願者 長崎県南高来郡小浜町
肥前小浜たばこ販売協同組合理事長 永吉進

紹介議員 藤野 繁雄君

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第六九〇号 昭和三十四年十一月
八日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

(二通)

請願者 能本 犀深市牛深町
二、二八六牛深たばこ販売協同組合理事長

紹介議員 藤野 繁雄君

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第六九一号 昭和三十四年十一月
八日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

(二通)

請願者 能本 犀深市牛深町
二、二八六牛深たばこ販売協同組合理事長

紹介議員 藤野 繁雄君

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第六九二号 昭和三十四年十一月
八日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

(二通)

請願者 能本 犀深市牛深町
二、二八六牛深たばこ販売協同組合理事長

紹介議員 藤野 繁雄君

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第六九三号 昭和三十四年十一月
八日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

(二通)

請願者 能本 犀深市牛深町
二、二八六牛深たばこ販売協同組合理事長

紹介議員 藤野 繁雄君

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第六九四号 昭和三十四年十一月
八日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

(二通)

請願者 能本 犀深市牛深町
二、二八六牛深たばこ販売協同組合理事長

紹介議員 藤野 繁雄君

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第六九五号 昭和三十四年十一月
八日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

(二通)

請願者 能本 犀深市牛深町
二、二八六牛深たばこ販売協同組合理事長

紹介議員 藤野 繁雄君

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第六九六号 昭和三十四年十一月
八日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

(二通)

請願者 能本 犀深市牛深町
二、二八六牛深たばこ販売協同組合理事長

紹介議員 藤野 繁雄君

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第六九七号 昭和三十四年十一月
八日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

(二通)

請願者 能本 犀深市牛深町
二、二八六牛深たばこ販売協同組合理事長

紹介議員 藤野 繁雄君

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第六九八号 昭和三十四年十一月
八日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

(二通)

請願者 能本 犀深市牛深町
二、二八六牛深たばこ販売協同組合理事長

紹介議員 藤野 繁雄君

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第六九九号 昭和三十四年十一月
八日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

(二通)

請願者 能本 犀深市牛深町
二、二八六牛深たばこ販売協同組合理事長

紹介議員 藤野 繁雄君

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第六一〇号 昭和三十四年十一月
八日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

(二通)

請願者 静岡県磐田郡佐久間町
原徳太郎外八名

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第六一一号 昭和三十四年十一月
八日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

(二通)

請願者 静岡県磐田郡佐久間町
原徳太郎外八名

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第六一二号 昭和三十四年十一月
八日受理

請願者 茨城県水戸市北三ノ丸
一一九北部太平洋海区

旋網漁業協議会内
宇佐美松兵衛

紹介議員 千田 正君

冷地帶の居住者に対する所得税の課税に際し、寒冷に基因する諸経費の増に分を控除し得るよう法的措置を講ぜられたいとの請願。

現行税制においても、漁業の変動所得、設備の特別割増償却、漁網の減耗率による償却等漁業の特殊性に適合するよう考慮されてはいるが、まき網漁業のように一時に大量の漁獲をする漁業は魚価暴落という半ば恒久化した経済下にしかも設備及び漁具にばく大な資本投下を必要とする等不安定な漁業経営を余儀なくされている現状であるから、(一)不漁災害対策引当準備金制度を設け、その積立額を所得から控除し非課税とすること、(二)漁業用施設償却の短縮適正化をはかること等の実現により漁業税の適正化を期せられたいとの請願。

第七一五号 昭和三十四年十一月十九日受理

積雪寒冷地帯の寒冷による諸経費を所得控除とするの請願

請願者 新潟県知事 北村一男
紹介議員 松平 勇雄君

積雪寒冷地帯の国家公務員、地方公務員、公共企業体に勤務する者に対し、国は寒冷地手当、石炭(薪炭)手当支給の法的措置によつて特別の給与体形を確立している。これは積雪寒冷の劣悪な気象条件によつて、燃料費、光熱費等の諸経費が増こうする事実を國自らが立証しているものであるにもかかわらず同地帯の農林漁業者、中小企業者等一般居住者に對しては、何らの対策も講じられないことは不公平であるから、政府並びに国会においては積雪寒